

完了前

省エネ住宅ポイント申請後の手続きについて

工事完了前ポイント発行申請用

省エネ住宅ポイントの工事完了前ポイント発行申請を受付けました。提出された申請書類に不備がない場合、以下の流れでポイントが発行されます。

受付担当者

TEL

申請後の流れ

- 受付窓口でお渡しする「受付証」は、お問い合わせの際に必要になります。大切に保管してください。
- 受付窓口での申請書類の受け取りは、「省エネ住宅ポイントの発行」を約束するものではありません。
- 申請書類の受け取り時に行う、受付窓口の審査では確認できない審査項目もあるため、後日、改めてお問い合わせや不備のご連絡をすることがあります。

1 申請書類の審査～ポイントの発行

提出いただいた申請書類をもとに、省エネ住宅ポイント事務局による審査を行います。審査過程において、書類に何らかの不備がある場合、受付窓口からご連絡をさせていただくことがあります。なお、申請受付から審査終了・ポイント発行まで**概ね1～2ヵ月程度**かかります。

※書類に何らかの不備がある場合等は、ポイント発行まで更にお時間を要する場合があります。

申請書で商品交換申込をした場合

ポイントの発行がされると省エネ住宅ポイント事務局は商品交換事業者に対して速やかに商品の発注を行います。

- ※申請書に記入された交換商品の情報に誤りがある場合、当該商品のみ交換を行わずポイントを発行することがあります。
- ※商品の発送スケジュールは交換された商品ごとに異なるため、到着時期は商品交換事業者にご確認ください。

即時交換を利用した場合

ポイントの発行がされると即時交換の手続きも完了します。

※ポイント発行後、完了報告までに要件を満たさないことが判明した場合などは、承認された即時交換を解除する必要があります。解除にあたっては「即時交換における委任解除合意書」を提出してください。

2 ポイント通知の発送

ポイントが発行されると、ポイントの状況を記載したポイント通知（省エネ住宅ポイントのポイント発行のお知らせ）をお送りします。

▶▶▶ ポイント通知の見方は裏面の「ポイント通知に記載されていること」をご覧ください。

ポイント通知発送と同時に契約事業者に対しても振込金額、振込予定日などが記載された「即時交換通知」を送付します。

3 完了報告

工事完了前ポイント発行申請をした場合、必ず完了報告期限までに完了報告をしてください。完了報告は申請者の他、契約した事業者等（契約事業者）が行うことができます。また、完了報告書の提出は、工事完了前ポイント発行申請を提出した受付窓口へ提出してください。

即時交換を利用した場合、必ず契約事業者が完了報告を行ってください。完了報告後、即時交換申請書に記載された契約事業者に対して、ポイント相当分の現金を振込みます。

完了報告期限

新 築

- 戸建住宅 **平成28年9月30日まで**
- 共同住宅等（階数が10以下） **平成29年3月31日まで**
- 共同住宅等（階数が11以上） **平成30年3月31日まで**

リフォーム

- 戸建住宅
および共同住宅等（耐震無） **平成28年6月30日まで**
- 共同住宅等
（耐震有・階数が10以下） **平成29年3月31日まで**
- 共同住宅等
（耐震有・階数が11以上） **平成30年3月31日まで**

- 即時交換を利用 **平成28年2月15日まで**

ご注意ください!!

- 完了報告を行わなかった場合
- 完了報告時にポイント発行要件を満たさないことが判明した場合

既に商品交換でポイント利用している場合は利用ポイント相当分を返金していただきます。

また、完了報告で確認されたポイントが既に商品交換で利用されたポイントよりも少なくなった場合は差額相当分を返金していただきます。

省エネ住宅ポイント事務局

ナビダイヤル: **0570-053-666***一部のIP電話からは **03-4334-9381**<http://shoenejutaku-points.jp>9～17時、土・日・祝を含む
(通話料がかかります)

ポイント通知に記載されていること

【表面】



現在のポイント状況

- ①発行ポイント数
- ②既に交換利用したポイント数(累計)
- ③利用可能ポイント数(①-②)

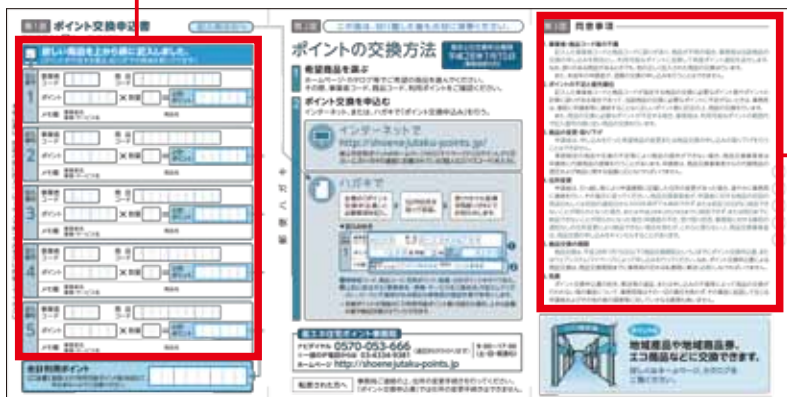
即時交換に関する情報

- 工事施工者または販売事業者の名称
- 担当者氏名
- 担当者連絡先
- ②のうち即時交換で利用したポイント数

マイページ用アカウント

- 個人ID
 - パスワード
- ※マイページについての詳細は、事務局ホームページで確認できます。

【裏面】



ポイント交換申込書 (利用可能ポイントがある場合のみ)

- ポイント交換申込
- 事業者コード、商品コード、ポイント、数量、小計ポイント、合計利用ポイントを記入することでポイントの交換申込を行うことができます。

※事業者コード、商品コードは省エネ住宅ポイント交換商品カタログや事務局ホームページで確認できます。

同意事項 (利用可能ポイントがある場合のみ)

ポイント交換申込書の申込者欄に署名いただく前に必ずお読みください。

※即時交換を行った場合は、工事施工者または販売事業者にも「即時交換通知」が發送されます。

省エネ住宅ポイント事務局



ナビダイヤル: **0570-053-666**

9~17時、土・日・祝を含む
(通話料がかかります)

*一部のIP電話からは **03-4334-9381**

<http://shoenejutaku-points.jp>